

土砂の埋立て等の規制に関する条例(仮称)案に対する府民意見等の募集

府民意見等の募集手続き

土砂の埋立て等の適正化を図り、災害の発生の防止及び生活環境の保全に資するため、大阪府環境審議会の答申を踏まえ、「大阪府土砂の埋立て等の規制に関する条例(仮称)案」の策定を進めています。
その一環として右記のとおり、大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、府民意見等を募集しています。

- 意見募集の対象**
大阪府土砂の埋立て等の規制に関する条例(仮称)案の概要について
- 募集期間**
平成26年10月31日(金)から平成26年11月25日(火) [18時00分必着]まで
- 意見の提出方法**
 - 電子申請
〔府ホームページから <http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/dosya/index.html> 〕
 - 郵送〔〒559-8555(住所記載不要)
大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課自然環境グループあて〕
 - ファクシミリ〔FAX 06-6210-9551〕

条例案の概要(抜粋)

府民意見の募集対象である「大阪府土砂の埋立て等の規制に関する条例(仮称)案の概要」の主な内容は以下のとおりです。

目的	・土砂の埋立て等について必要な規制を定めることにより、土砂の埋立て等の適正化を図り、もって災害の発生の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする	命令、許可取消し、氏名等の公表	・知事は、災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときなどは、必要な措置を講ずるよう命ずることができる ・知事は、不正手段による許可取得や、命令違反があったときなどは、許可取消し又は行為停止を命ずることができる ・命令をした場合、氏名、名称、命令の内容等を公表できる
責務	・府、土砂の埋立て等を行う者、土砂を発生させる者(建設工事の発注者及び請負人であって、建設工事に伴って土砂を発生させるものをいう。)及び土地所有者について、それぞれの責務を規定	土地所有者の義務	・定期的に施工状況を確認し、また、不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、速やかに、知事に報告 ・知事は、許可を受けた者が知事からの命令に従わず、土地所有者が上記の義務を怠った場合は、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告し、さらに、勧告に従わないときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができる
土砂の埋立て等の許可	・面積が3,000㎡以上の埋立て等を行う場合は許可が必要。許可期間は年年(他の場所への搬出を目的として行う一時堆積の場合は許可期限は設けない)	土砂搬入禁止区域の指定	・埋立て等が継続されることにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、知事は、埋立て等が行われる土地及び周辺の土地を土砂搬入禁止区域に指定できる ・当該区域には、何人も土砂の搬入を禁止する
土地所有者の同意及び住民への周知	・許可を受ける場合は、土砂の埋立て等を行う土地所有者の同意が必要 ・許可申請の前に、埋立て等の概要を周辺住民に対し説明会の開催等により周知周知した内容については、許可申請書に添付	報告徴収、立入検査	・知事は、埋立て等を行う者に対して、業務に関する報告を求め、また、職員に事業場等に立ち入り、帳簿等を検査させることができる
許可申請手続き	・許可を受ける場合は、土砂の埋立て等の目的や内容、埋立て等の区域の位置、面積及び堆積の構造、搬入する土砂の量、土砂の搬入に関する計画、災害の発生の防止及び生活環境を保全するための措置内容などの書面や図面などを提出	市町村との関係	・市町村が条例で必要な事項を定めることを妨げない ・市町村条例が本条例と同等以上の効果が得られると知事が認める場合は、本条例の規定は適用しないことができる
許可の基準	・許可申請をしようとする者(役員や使用人を含む)が、本条例に違反して命令を受けた場合(一定期間)や暴力団員等に該当する場合は許可をしない ・埋立て等を適正に行うに足りる資力を有することが必要 ・災害の発生を防止するため、規則で定める構造上の基準に適合することが必要など	罰則	・2年以下の懲役または100万円以下の罰金：無許可、命令違反、土砂等搬入禁止区域に搬入 など
許可を受けた者の義務	・搬入する土砂の発生元及び汚染のおそれがないことの確認、報告 ・搬入した土砂の量の報告(定期的) ・埋立て等区域の排水の水質検査、報告(定期的、完了時等) ・搬入した土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成 など	経過措置	・条例施行日に、現に許可が必要となる行為が行われている場合、施行後に申請をするための経過措置期間を設定
		施行日	・規則で定める日(H27年7月初旬予定)